

指定介護予防支援運営規定

（事業の目的）

第一条 白鳥ケアサービス株式会社が開設する指定介護支援事業所（以下「事業所」）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」）が要支援状態にある高齢者及びその家族に対し、関係各機関との連携等、適切な介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第二条 本事業は、利用者が要支援状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

二 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

三 事業の実施に当たっては、関係各市町村、地域の保健・医療・福祉各サービス機関との綿密な連携を図り、総合的かつ効果的なサービスの提供に努めるものとする。

四 上記の他「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準」を遵守する。

（事業所の名称等）

第三条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 白鳥ケアサービス 居宅介護支援事業所
- 二 所在地 鳥取県米子市二本木 538-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第四条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者（常勤） 1名
管理者は、事業所の従業者管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 介護支援専門員 3名以上（内、1名は管理者兼務）
介護支援専門員は介護予防支援事業の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第五条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日とする。但し、国民の休日、8月13日から8月15日、12月30日から1月3日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

（指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等）

第六条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用上の額は介護報酬の告示上の額とする。

- 一 利用者の相談は事業所内及び自宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- 二 利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- 三 サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という）を作成する。
- 四 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況

を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。

五 計画に位置付けた期間が狩猟するときに、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

六 その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省第 37 号第 29 条から 31 条）に従って実施する。

（通常の事業の実施地域）

第七条 通常の事業の実施地域は、米子市の区域とする。

（事故発生時の対応）

第八条 介護支援専門員は利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（苦情を処理するための措置の概要）

第九条 苦情があった場合は、ただちに管理者が相手方に連絡を取り、直接出向く等して詳しい事情を聞くとともに、必要な処置を講ずるものとする。さらに必要がある場合はサービス担当者会議を開く等により、再発防止に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第十条 事業所は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

二 事業所が得た利用者の個人情報については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第十一条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講ずる。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に十分周知する。
- 二 虐待の防止のための指針を整備する。
- 三 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号の掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 五 前項第一号に規定する委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（その他運営についての留意事項）

第十二条 介護予防支援事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修等の機会を随時設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 二 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 三 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 四 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者が定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。